

第11回規制改革会議議事概要

1. 日時：平成25年5月30日（木）13:59～16:04
2. 場所：合同庁舎4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、滝久雄、鶴光太郎、
長谷川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）寺田内閣府副大臣
 - （農林水産省）皆川農林水産事務次官、針原食料産業局長、奥原経営局長、
今城農産部長
 - （事務局）滝本規制改革推進室長、羽深規制改革推進室次長、
館規制改革推進室次長、中原参事官、武藤参事官、三浦参事官、
大熊参事官
4. 議題：
 - （1）農林水産省からのヒアリング
 - （2）雇用ワーキング・グループ報告
 - （3）答申の素案について

5. 議事概要：

○岡議長 第11回規制改革会議を開会する。本日は稲田大臣、甘利大臣、浦野委員、佐々木委員が御欠席。

（報道関係者退室）

○岡議長 議事に入る前に、5月22日開催の産業競争力会議で規制改革会議の活動報告を行ったことを報告する。お手元の配布資料を適宜御参照。

（1）農林水産省からのヒアリング

○岡議長 それでは、議題1として、農業政策の現状について、農林水産省よりヒアリングを行う。本日は時間の制約上、質疑応答を含め1時間で終わらせるが、今後必要に応じ、意見交換の機会を設けたい。では、皆川次官から御説明を。

○農林水産省（皆川事務次官） 今日、こういった場を与えていただき御礼申し上げます。産業競争力会議等で農業の改革ということについて議論しているが、その大体の方向性がまとまったので、これが今後規制改革の議論にもつながっていくということで、産業競争力会議での農業改革の方向を中心に御説明したい。

まず、目次をおめぐりいただきたい。農業の成長産業化ということでこれまでの検討の経過をまず申し上げると、組閣の際に林大臣の方に安倍総理から、攻めの農業政策を構築するようとの御指示があった。これを具体化するために、省内に攻めの農林水産業推進本部を設置して、これまでの間、施策の具体化に向けて検討してきたが、この検討内容については2月18日と4月23日に行われた産業競争力会議において林大臣から御説明させていただいた。

5月17日に安倍総理から成長戦略の第2弾のスピーチの中でも御紹介をいただいた。また5月21日には、今後の政策を政府一体となってやるということで、総理を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部が設置され、今後できるだけ早期に農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）をまとめたいと考えている。

内容だが、2ページ、成長戦略については、まず認識、検討のスタート時点ということをご説明させていただきたい。

安倍総理は、今年の所信表明演説であるべき社会像として、農山漁村の豊かな資源が成長の糧になる、地域の魅力があふれる社会といったことを目指すという演説をされた。農林水産省としてもこういったことを受け、1つは、今までは厳しいとか難しいといったような観点をかなり強調したいろいろな言い方をしていたが、ポジティブな面に着目をして、世界の食市場の規模自体が今後10年で倍増するのだと。また平成の農地改革により、これは平成21年の農地改革、農地法の改正だが、法人経営体など農業に多様な主体が参入してきている。一方で農業の実態はなかなか厳しい面もあるということで、今が正に分岐点であるという認識に立ち、我が国の農林水産業のチャンスでもあるということで、農業界と経済界が連携して農業の成長産業化を実現するための施策を展開していこうという方向性を目指そうということ。

これまで、ややもすると、農業界と産業界というのは対立の構図ということで捉えられやすかったが、今後はできることをお互いがやっていくのだという総力戦で対応をしていきたいと思っているし、またスピード感を重視した施策を講じていきたいと思っている。

3ページでは、4月23日の産業競争力会議において検討状況を報告した際に使用した資料だが、3つの戦略ということで、需要のフロンティアの拡大、生産から消費までのバリューチェーンの構築、生産現場の強化といったことを大きな3つの戦略として、それを具体化する施策を検討した。

まず、現場に学ぶ必要があるということで、現場の先進事例を「現場の宝」として発掘して、これを横展開していこうということで、施策として具体化していこうと考えた。

4ページ、これは後で説明する。

6 ページ、3つの大きな重点課題の1つ目だが、供給サイドである生産基盤が非常に疲弊しているということだが、これを強化する方策ということで、担い手への農地集積と耕作放棄地の発生防止、解消ということを抜本的にやっていくのだということ提起している。ここでは特に日本の農業の場合、いろいろな類型があるが、その中でも特に土地利用型農業の問題点、課題をどう解決するかという、これが中心の施策になるということ。

実は進んでないようであり、かなり着実に農地の流動化は進展してきている。担い手の農地利用のシェアが約5割であり、また20ヘクタール以上の経営体ということで右側の下、真ん中辺りだが、20ヘクタール以上の経営体が耕作する面積シェアは32パーセント。20ヘクタールというのはどのぐらいの規模かというと、アメリカが200ヘクタールぐらいある。それにはなかなか比肩できないが、EU27カ国の平均でいうと14.1ヘクタールなので、そのぐらいには来ているということであるし、下に書いてあるように法人経営体というのが非常に増えてきているということ。ここ10年で2倍になっている。1億円以上の売上げ層もかなり多くなってきており、ここをどう伸ばしていくかということに注力する必要がある。

7 ページ、農業構造改革は節目に来てしていると申し上げたが、農業者が高年齢化していること、この大きな層が退出をすると、ここをどう受け止めていくのかということが大きな課題であるし、耕作放棄地の拡大という傾向も止まっていないということであり、それをどう担い手に集積できるのかということが大きな課題になっている。

8 ページ、平成21年に、私どもは平成の農地改革と言っているが、これまでの農地法を大改正して、所有と利用を分離して、農地の有効利用を軸とした制度に再構築した。実はこのときからリース方式による企業の参入が完全に自由化されている。その結果、21年の農地法の改正前の5倍のペースで企業の農業参入が進行している。私どもは、これは大きな変化であると思っており、実は今まで農業への参入ができないという話があったが、現に多くの企業の方々が参入していただいております、現実的に農業を捉えていただけるようになったのかなと思っている。

9 ページ、農業参入の経過だが、21年改正に至るまでも平成14年以降様々な取組があって、特に特区という形で始まった。ただ、特区ということで、特区以外のところではできないということであり、またそこには非常に多くの制約があったが、平成21年以降、一般企業のリース方式による参入は全面自由化された。そういった意味で大きく変化があったということであり、またその際にはリース期間も大幅に延長するというので、安定して農業経営ができるという状況ができているということ。

また、右上に書いてあるが、日本経済団体連合会からも、いろいろな提言をしてきたことが盛り込まれているということで高い評価をいただいた。

10ページ、21年改正では、農地の出し手の代理人として市町村団体に農地利用集積円滑化団体を整備したが、個別の^{あいたい}相対的な手法だけではなかなか農地流動化が加速化されない、要するに受け手が見つからないとそこで止まってしまうという実態にあった。

右側、昭和45年から農地保有合理化法人もあるが、これも主に所有権の取得ということで移行する、集積していくということであったが、農家自体が所有権にこだわりが非常に強いという中でなかなかできない。また、実はこの予算も全体構造改革に関する予算としては全県で12億円といった程度ということでなかなかこれが進み得ない状況にあったということで、中間的受皿を作って加速化させたやり方でやっていくということが必要であるという認識に至った。

11ページには農地法に関する遊休農地の規定ということがあるが、これについてもステップが多くて大変だということもある。ただ、私有財産を一種他の方々に公共的に活用していく場合には、必ず私有財産制ということの制約をどうプロセスで抜いていくかということが必要であるため、かなり多くの段階を経てしかできない状況にある。

12ページは、なかなかこの部分、特に相続等によって所有者の所在不明、受皿が見つからないということで、その効果が限定的な部分にとどまっている。

そこで13ページ、以上のような状況を解消するというので、農地中間管理機構を構想した。特に担い手への農地集積だとか耕作放棄地の解消の抜本的な解決策として農地の中間的受皿を整備して、出し手から農地を借り受ける。必要な場合には、その負担である基盤の整備、例えば、このAという農地とBという農地で非常に差があってこちらの農地がいいというこだわりがあると、なかなかその部分で集団的に移転が進まないということにもなるわけだが、そこを抜くための措置もした上で、民間企業も含めた担い手にまとまりのある形で農地を貸し付けるといったスキームを確立したいということ。

また、当然業務自体非常に多くのマンパワーが必要なので、市町村、信託銀行等の民間企業にも積極的にこの業務を委託して、関係者の総力を挙げて耕作放棄地の解消をする、農地集積をするということをやっていきたい。このためには法制度の整備もあるし、一定の国費も必要だということではないかと思っている。スピード感が非常に大事だということ。

14ページ、新たな仕組みのポイントだが、農地の準公有状況を作り出す。その間に、要は最適な解に一気に到達しないということもあるので、借り続けた状況で何回かシャッフルをして、例えば今左にあるような非常に分散して農地

利用が錯綜した状況を、右側のようなものに整理し直していくということをやりたいということ。

左のような状況になったのはなぜかという、個々の^{あいたい}相対的取引を積み重ねてきたこと、また、これまでどうしても所有へのこだわりが抜けなかったことがこれまでこういったことができなかった一つの理由ではないか。今回はエリア全体を借り受けて再調整をする。また、所有権移転ということばかりではなくて、それよりはリース方式によってスピード感を持ってこの状態を早く作り出すことをやっていきたい。それが第1点目。

2つ目が、需要フロンティアの拡大では、国内の需要はどんどん少子高齢化で減るということを言っていたが、16ページにあるように、アジアの食市場は大きく拡大することが見込まれている。

17ページ、一方、輸出を見ると増加傾向を示してきていたが、原発事故等の影響もあって落ち込みを見せている。

18ページ、日本の食を考えると、実はJETROが行ったアンケートだが、各国の方にアンケートしたときに、日本食というのは非常に評価が高い。実は今年、日本食の世界無形文化遺産への登録も申請しているところだが、そういったことも相まって、日本の食についてただ物を売るのでない形で輸出戦略を構築できるのではないか。

19ページのような戦略で、農林水産物・食品の輸出倍増戦略を果たしていきたいということで、これは例えばMade From Japanというのとは何かというと、世界では非常に日本の食材を使った世界の料理がどうも多く出てきている。実は今回オランダ・フランス大統領が訪日されるが、その際に農林水産省も協力させていただき、その一つの取組として、安倍総理とオランダ大統領との間で、日本の食材でフランス料理を作っていただく。フランスの食材で日本料理を作っていただくことを日本の料理人、フランスから来ているフランス人のシェフの方にやっていただくようなこともやりたいと思っている。そういった意味でMade From Japanと言っているが、日本を前面に打ち出せば非常に大きなことができるのではないか。また、森下委員から機能性の表示についても御提言いただいているが、そういったことも併せてやっていくことによって、日本のブランドをもっと的確に売り込めるのではないかと思っている。

Made By Japanというのは日本の産業界がそれに関与して出ていく。そして、当然、伝統的なMade In Japan、この3つを重ね合わせて、各国ごとに戦略的にやっていく。日本の番組が放映されているところでは日本の食が売れているという動きがある。例えばカレーライスを食べる人が増えたとか、中華麺ではなくて日本のラーメンが売れているといったようなこともある。そういったこと

も含めて総合的な戦略で日本の食を売っていきたいと思っている。またそれを日本の地域、農村地域の活力を上げていくことにつなげていきたい。

3つ目。20ページ以降、バリューチェーンの構築。

21ページ、特に今回異業種との連携、さらには6次産業化について触れさせていただいた。今、6次産業化と言われる、1次産業、2次産業、3次産業の連携を考えると、まだ1兆円程度の規模しかないが、これを10兆円規模に増大させていくことを目指している。そのために農林漁業成長産業化ファンドで、これは民間企業、さらには自治体も含めたファンドを作って、そういった6次産業の事業体に出融資していくという取組。こういったことで引っ張っていきたいのだが、また併せて知的財産の戦略的な活用ということも大事だと思っている。

22ページ、様々な角度の連携先があり、食品産業などずらりあるが、例えば医食農連携ということ、医療・介護というところとの連携ということもあり、また再生可能エネルギーという面でも非常に日本はポテンシャルに恵まれている。例えば日本の排他的経済水域自体は世界で6番目の面積だといわれており、日本の森林を見ると、毎年1億立米ずつ、黙っていても材が増えていくという状況。これを活用すれば、地域の所得の増大ということにも必ずやつなげられるとも思う。そういった意味で他産業との新たな連携を構築していくということが日本を元気にすることにつながるだろうと思っており、積極展開を図りたいと思っている。

23ページには、バイオマス等々を含めた再生可能エネルギー、こういった面でも農山漁村には多くの資源が賦存している。農業と再生可能エネルギーという観点でも、その調和を図るという例として、農業を継続しながら太陽光パネルを設置できないかということについても今年通知を出して、できるようになった。また、もう少し幅広い意味での農山漁村における再生可能エネルギーをさらに推進していくといったことについても、また法律改正の検討等も行わせていただいている。

24ページ、こういった形で6次産業化に着手していただき、それを事業拡大することにより地域の元気ある産業、会社を育てていきたいと思っている。

25ページは農林漁業成長産業化ファンドの仕組みだが、その具体例として26ページに、こういったサブファンド、中心となるファンドから直接もあるが、サブファンドを経由しての支援もあり、このサブファンドがこういった形で地域にできている。また、地域だけではなくてテーマ別のものもあるが、エー・ピー・カンパニーとかぐるなびといったところにもサブファンドの形成に御協力いただいているというところ。こういったものが6次産業化を引っ張る大きな牽引役になるだろうと思っている。

この3つの大きな柱について産業競争力会議等で大臣からも御説明させていただいたが、「攻めの農林水産業」の具体化方針については、民間議員からの御提案があった。そのうち農地の面的集積を加速する仕組みの構築、また農林漁業成長産業化ファンドの活用、人材育成と研究開発、輸出体制の整備といったものを早急にやるべきであるという御提言をいただいたわけで、そういった意味では、ほとんどの御提案については当省の考え方とおおむね方向性は一致したのではないかと考えている。

他方で、民間議員からリース方式、これは最長50年による企業の農業参入の完全自由化、農業生産法人の要件緩和後の企業参入の状況、これは21年改正後の状況を踏まえ、所有方式のさらなる自由化を進めることについても検討すべきという御指摘をいただいたところ。ただ、これについては、先ほど冒頭から申し上げているが、農地については、なかなか農業界自体が例えば所有を一般企業に全面的に所有という形で認めると、例えば産廃の置き場になるのではないかとといったような不安の声も多くあり、これを拙速に進めることについてはマイナスの面もあるのかなと考えている。

そういった面では、現行の農地価格の状況等から見ると、またこれまでの経験に照らしてスピード感を持って改革をすることになると、今回、中間保有機構という形で御提案させていただいているようなリース方式を中心としたやり方で加速的に農地の集積、耕作放棄地の解消を図っていくということが大事なのではないか。そういった意味で中間的受皿のスキームを現場で動くようにしていくことが非常に大事なのではないかと考えている。

なお、最後に、27ページ、農業関係での規制改革の取組ということを入れている。また、4ページを飛ばしたが、「攻めの農林水産業」ということで需要フロンティアの拡大、さらにはバリューチェーンの構築、生産現場の強化といったようなことについては農業のサイドからも規制を改革していただきたいという要望も多数寄せられている。例えば輸出拡大のためには衛生証明書の発行がもっと円滑にいかなければいけないとか、4番には付加価値の高い農林水産物の需要拡大のための機能性表示。これは森下委員からもいろいろな御議論をいただいていると聞いている。

5番にあるが、日本の食文化を世界に広げるという面での入管法のビザの要件の緩和といったようなこと、様々にこういった成長産業化を考える際には、規制改革においてより具体的に検討いただいて解決していくべき多くの課題もあるのではないかと考えている。私どももそういったものについて積極的に議論させていただければありがたいと思っているし、また農業サイドにおいても、農林漁業の成長産業化という方向に沿って、規制的な課題がまだある部分については、この方向が円滑に行くような観点でどうすればいいのかということ

の御議論も積極的にさせていただければありがたいと思っている。

最後に、29ページ、「攻めの農林水産業」の推進体制が、ここにあるように官邸の方に総理を本部長とする本部が立ち上がった。ここでいろいろな意味での御議論ということも受け止めながら、農林水産業・地域活力創造プラン（仮称）といったものをなるべく早期にまとめていきたいと思っているところ。委員の方の積極的な御提言、御意見を賜れば大変ありがたいと思う。

○岡議長 大変詳しい御説明ありがとうございました。これより、質疑応答・意見交換を行いたい。

○大田議長代理 13ページの「農地集積バンク」だが、これには農協が何らかの形で参画するかどうかということと、下から2つ目に農業委員会が出てくるが、農業委員会はどのような形でこれに関与するか、という2点を御質問したい。

○農林水産省（奥原経営局長） 13ページの農地の中間受皿だが、これは本当に農業の構造改革を進める一つの切り札として我々は考えている。

まず、組織の形態だが、今イメージしているのは、基本的には県の第3セクター、県の公社。こういったところが今も法律で設置されているが、この部分を抜本的に法律改正して、権限も相当広げ、機能するものに切り替えるということを考えている。したがって、主体としては県の第3セクターということになる。

真ん中の四角のところの⑤に書いてあるが、県の公社と言ってもそれほど大きな組織ではなく、ここに例えば県庁のOBをどんどん入れていくのも行政改革に逆行すると思うので、ここが司令塔にはなるが、できるだけ実務についてはいろいろなところに業務委託をして総力を挙げてやっていくという体制を作りたいと思っている。そういう意味では、⑤に書いているのは、市町村でも民間企業でも、どこにでもきちんと仕事をしていただければ、委託料を払った上で仕事は頼むということになる。

したがって、⑤の対象としては、これは能力の問題もあるが、農協も入ったり、あるいは農業委員会もこの委託先になるということは当然あると思う。とにかく司令塔は県の第3セクターのところを公的な観点からきちんと大きな枠組みを決めて、実務はいろいろなところに委託をしてやるということ。

○森下委員 2点あり、1つは先ほどお話に出た付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認というところ。これは今この方向で議論をいろいろしているところなのだが、1つ問題として、もし仮に容認された場合、何らかの形で輸出を拡大するためにはもう少し海外に対して安全・安心の日本ブランドプラス、何か国の表示があるとより輸出拡大になるのではないかと。そういった意味で、もしこうした方向に今後規制改革がされるとすると、農林水産省としてさらに日本の農業振興のためにプラスアルファのよ

うな制度を作られるような考えはあるかどうか。

もう一点は、医農連携の話が出てきたが、非常に重要なお話だと思う。この辺りは既に農林水産省の方でもプロジェクトは進んでいると思うが、さらにもっと機能性を検討するような形で、より積極的にプロジェクトをされるような予定とか考えとか、そういうのがあるかどうかお聞きしたい。

○農林水産省（針原食料産業局長） まず、機能性の表示についての規制緩和を議論していただいていることを感謝申し上げます。仮にそれが認められた場合は、正にこの資料では何回か出ているがバリューチェーンをきっちり形成する、これがその後の展開の決め手になるだろう。機能性をしっかり発現する農業のシステム改革がまず現場であって、バリューを弱めることなく流通、保管、製造に結び付けて、海外への展開を図るための消費宣伝、要はバリューシステムを一貫して構築するチェーンを作り上げる、その過程に入る。そのために用意されたのがA-FIVE、成長化産業化ファンド。このファンドにおいて生産、流通、製造、それぞれのプレイヤーが共同で出資した合併企業を置く、合同、ジョイントベンチャーを作る。そこに資本金を同額上乘せすることによって、レバレッジの効いた投資を育成し、そのことによって海外でのいろいろなカミサリー施設なども展開することが可能になる、それで利益は資本の論理で分配される。このような形で機能食品の海外展開を進めていく必要があると思う。

当然国としても、海外にはこの手の規制がたくさんあるので、その規制をしっかりとJETROなどと一緒に調査し、情報提供が必要になるものはやっていくということも必要である。この分野はどの国も官民挙げてやっているの、そういう国家プロジェクトをきちっと整備する必要があると思っている。

その次は、医農連携だが、いろいろな分野をやっている。去年、私どもは国際シンポジウムをした。リュック・モンターニュさんというHIVの発見でノーベル医学賞を取った先生だが、この人を日本に呼んで国際シンポジウムをした。食と健康。

モンターニュ先生はHIVの研究ではなく、食べ物ががんを治すとか、食べ物と健康の関係をやっておられる。今、世界の医学界は、健康をサイエンスするようになってきている。我々の食の世界は、健康な人に食物を供給してきたわけだが、これからは病気の人に食料を供給と、クロスオーバーする。これが医食農連携の神髄だが、次のステップとしては、いろいろなエビデンスを集めなければいけないので、都市別に食生活が異なり、都市別の食生活がその都市の例えば健康寿命、平均寿命にどのような影響を与えるか、かなり大きなエビデンス集め、個々の食品とか食の機能性ではなく、食生活全体が健康にどのように関係するか、大きな調査をすることによって次のステップに行けるのではないかと思っている。

○長谷川委員 13ページ、いわば「農地集積バンク」が受け手に貸付けするときの基準ないし審査主体はどなたが担うことになるのか。

○農林水産省（奥原経営局長） ここが一番大事なところだと思う。この資料にも書いたが、受け手として我々が想定しているのは、担い手なので、農業を法人経営でやっているところ、あるいは家族経営でも相当大規模なところ、あるいは企業でもって参入したところ、それから新規の就農者。要するにこれから本当に経営を発展させて、コストも下げていける、こういう方々のところに重点的に土地が集まりうまく利用されなければ意味がないと思う。

したがって、法律の制度の設計はこれから詰めていくことになるが、この「農地集積バンク」を作るときの運営体制、具体的にどういう基準でもってこの農地を貸していくのか、このところはよく詰めなければいけないと思っている。特に担い手と言われる法人経営や企業といったところの意見をきちんと反映する。第三者の客観的な意見もきちんと入る。こういった体制でもって将来の農業につながるような貸し付けが行われるように十分配慮したい。

○長谷川委員 そうすると、先ほどの大田議長代理の質問に対して、業務委託する先に農協が入る、私の聞き間違いでなければ農業委委員会というところにもというお話があったが、農協は御承知のとおり、独占禁止法の適用除外を受けている分野がある。そうすると、そうした農協がもしも貸付けの審査も実質的に担うのだとすると、自分たちの農協に利益のあるところを先に貸付けるといった事態が発生する懸念はないか。

○農林水産省（奥原経営局長） そこも制度の設計の仕方なので、これからよく詰めていかなければいけないと思うが、委託をするということは当然大きな枠組みは第3セクターのところで決めた上で、その範囲でのことをやってもらうということになるので、委託先が勝手なことをやっては困ることになる。例えば農協の場合に自分たちの仲間だけで土地を使うのだということになっては困るので、そこは十分配慮して制度設計したい。

○長谷川委員 その制度設計の仕方を考えるときに、農協自体の在り方についても考え直すということはあるのか。

○農林水産省（奥原経営局長） この受皿の制度を作るときに、そこまですることは考えていない。

○長谷川委員 受皿の制度を考えるときに、先ほど私が言ったような独禁法の問題その他の貸し手の側の枠組みについて考慮せずに受皿の制度の設計だけをやっても十分な公正な競争が実現できるようなことにならないのではないかと懸念がある。

○農林水産省（奥原経営局長） そこは制度の設計をこれからやっていくので、設計したものをまた御覧いただいて御評価いただくしかないと思うが、それは

きちんとしたことにならなければ今回の新しいスキームをやる目的が達成できない。今回、本当に構造改革を進めたいと思っている。それから、規模を拡大するだけではなく、次の14ページにあるように本当に農地がまとまった形で担い手が見える形にすることまで目指している。

ここまでやらないとコストは下がらない。現在、企業で農業に参入しているところはいっぱいあるし、我々も意見交換を時々やっているのだが、企業が参入されても圃場の枚数がたくさんあり、しかも相互に離れており、これはコスト面で非常に問題だということを皆さん自覚されている。まとまった形で農地が見えるように持っていくということが極めて重要なので、このときに農業界と経済界といろいろな形で連携して前向きに仕事が進むような体制を作っていくということが非常に大事だと我々は思っている。

○長谷川委員　バンク自体の経営というか歳入はどのような形で想定されているのか。

○農林水産省（奥原経営局長）　この経費をどうするかということだが、このスキームは所有権の移転でなく、リース方式のスキームになっているので、基本的には例えば10年ぐらいたってこの制度が安定すれば、出し手から借りてくるとその賃料支出と受け手に対して貸すとその受皿賃料収入がバランスし、財政負担はほとんどかからない状態に多分なると思っているが、それまでの間は、ここはかなりの金を投入しないと機能しないということだと思う。

例えば、出し手から受皿が借りているが、受皿が担い手に貸付けができていないというケースであれば出し手への賃料だけは負担することになる。

真ん中の③に書いてあるが、基盤整備の負担金。土地改良で区画を大きくするといったときにも、今の普通の事業のやり方だと所有者の負担金が1～2割かかる。だが、これだけ農地の相続が繰り返されていると、農地は所有しているが、農業に全く関係ないという方は結構いるので、その方々は土地改良の負担金をなかなか払ってもらえない。ということで、中間的受皿に貸していただければ、所有者が払うべき土地改良の負担金はここの受皿が払う、肩代わりする。こういうことまでこの仕組みの中には入れている。したがって、所有者が払うべき負担金のコストも中間的受皿にかかってくる。こういうことになるので、定着するまでの10年ぐらいはかなりの国費をここに投入して軌道に乗せていくということが必要だと考えている。

○滝委員　16ページ、2020年に3倍の229兆円という。日本の現在の輸出額から倍増とか3倍増という話は聞いている。とても大事なのが、実は日本の食及び食材は世界一級の状況にあり、アジア圏における富裕層を意識した形でブランドアップすることだと思う。日本の時計とよく比較されるスイスの時計や、フランスのワインなどはお手本だ。すでにおやりになっていらっしゃると思うが、

日本のすばらしい食材を、国を挙げて連携した中で、徹底的により高いものに確立していくということを是非期待したいと思っている。それが近い将来、10倍、20倍という額の輸出産品になることにつながるような気がしている。

○農林水産省（針原食料産業局長） おっしゃるとおり、安倍内閣で輸出1兆円という目標が決まっているのだが、単にMade In Japanの輸出を1兆円にする。非常に今の状態では厳しい。スイスもブランド力を高めるためには底辺、現地生産で幾分安めの時計を作って、その上に立ってスイスの国内の大きな輸出につなげていく、そこでもうかるといふ底辺があって頂点があるという大きな三角形を作るわけなので、340兆円の拡大マーケットに対しては、日本の100兆円に及ぶ食関連産業がまずMade By Japanで進出し、現地展開をする中で裾野を広げ、底辺を作って、そのブランド力を高める。その上に立ってMade In Japanのすばらしいものが展開される。そういうような大きな展開をする。そうしないと、340兆円に対しては効力がなかなかないというのがMade By、Made Inの関係。

それとMade Fromというのは、もう亡くなったが、エル・ブリというスペインの最高のレストランのシェフが日本に来て「ゆず」を発見して、エル・ブリでゆず料理を出したら、1年後に世界中のレストランが「ゆず」を使っていたというようなことなのだが、「ゆず」の次に「くず」を使った料理が今発展し出している。考えてみれば、三陸産のサメのひれが「ふかひれ」になって中国の食材になる。これがMade From Japanということで各国の食文化の中にも日本の素晴らしい食材が展開する。林大臣は知っておられるが、こういう3つのFBIの関連性をつけながら、そうなると、世界一の日本食文化が「なんちゃって日本料理屋」にビジネスとしての価値が奪われるようなことのないよう、ブランド力を高めながらビジネスとしても展開できる体制を作っていく。この世界は、フランスはSopexaという国家企業がやっているし、大体国を挙げてやるものなので、日本としてもそういうところに意を用いていきたいと考えている。

○林委員 今日の資料1の御説明の中で、2ページで「攻めの農林水産業」として「3つの戦略の方向」を出されていることで、農水省が将来に向けた大きな地図を描いてらっしゃるといふことは理解できた。特に3番目の「生産現場（担い手、農地など）の強化」というのが非常に大事ではないかと思われる。この2ページの右下の小さな雲の中に、「この機会を失えば農林漁村はさらに衰退、国土経営コストが増加」ということが小さく書いてあるが、やはりこの危機感が改革の出発点ではないかと思っている。

そのためにスライドの13ページにある「供給サイドの構造改革」が肝だと理解している。つまり、現状は、農業の担い手ではない非農家が全農地の5割を所有しており、農地が活用されていない。農地としてのいろいろな便益を受けていながら、農地として利用されていない。この状況を私有財産制のもとでい

かに改革していくかというときに、この案は非常によく考えられた案なのではないかと思うのだが、今回、この案の実効性を上げるためには、やはり、出し手がうまく受皿に土地を貸すようなインセンティブというか、あめとムチというか、何か措置が必要ではないかと思う。その辺は何かお考えはあるのか。

○農林水産省（奥原経営局長） 林委員の御指摘は、全くそのとおりだと思う。この13ページの「農地集積バンク」がきちんと機能するためには、左側の出し手の方からきちんと受皿に農地を出していただく、貸していただくことが決定的に重要。ただ、私有財産制の下で強制するというわけにはなかなかいかないので、それをどういうふうに誘導するか、これが一番知恵の出しどころとっており、今考えているスキームは、この13ページのところの出し手の下に括弧が書いてあるが、メリットとして誘導していくということ。従来から農地を担い手に貸してくれということは随分いろいろな形でやっているが、やはり借り手が信頼できないとか、いろいろな個人的な都合で貸せないというのがあるので、今回は「農地集積バンク」、公的なところとして県段階にきちんと整備する。ある意味、貸す方からすると安心して貸せる、これが一つのポイント。

もう一つは、先ほど申し上げたが、土地改良するときの負担金。所有者の負担分を自分が払うのではなくて、受皿に貸していれば受皿の方がその分は払ってもらえる。これによって誘導しようと思っているが、これだけで本当に十分かというところがある。実際に農地の価格は相当高く、普通、収益価格は賃料大体25年分ぐらいと言われているが、北海道を除く都府県の農地の売買価格は収益価格の4倍ぐらい、要するに賃料の大体100年分ぐらいの価格で取引をされている。なぜそうかと言えば、大きな要素は転用の期待があって、持っていれば転用のときに利益が入るのではないかと考えているところがあるのだらうと思っている。その辺のところをどうやって封じることができるか、これは一つの大きなポイントだと思う。

もう一つは、耕作放棄地の解消ということもやっていかなければいけないが、耕作放棄地の場合に所有者が誰か分からないというケースが結構ある。農地の権利移動については農業委員会の許可制ということになっているのだが、相続については許可制になっていない。これも私有財産制との関係で当然相続ができるという前提に立っているので、相続した場合には基本的に許可を受けることなく自動的に権利が移る。そうすると、息子さんが都市に住んでいるときには知らないうちに相続の形で所有権がそこに移ってしまう。

日本の場合には、登記制度については対抗要件になっており、必ずしも実態を反映した登記になっていない。ヨーロッパでは、例えばドイツなどは登記が実体を反映する形になっているのだが、日本はフランスから制度を入れているので、基本的に登記は対抗要件にすぎず、登記してある人のところに連絡をし

でもその人は所有者ではないというケースがかなりある。実際に耕作放棄地を解消するための指導をしたり、あるいは中間受皿ができてもしっかりと契約を結んでもらわなければいけないが、その相手方がどこかということをしちんとするためには、一般的な土地法制についてどうするかという議論も実は避けて通れないところがある。できればそういうところも含めて御議論いただければ非常にありがたいと思っている。

○寺田副大臣 供給サイドの構造改革を貫徹し、資本の原理を貫くためにリース方式のみならず、オーナーシップも当然解禁しないといけない。実は今日の参議院の財金委員会でも議論になったが、最近、大変金融資本も高度化している。リースを例えば信託設定したらどうなるのか、無期限借はどうなるのか、あるいは貸付けを小口化して売買したらどうなるのか。いろいろな金融技術を使うと、結局オーナーシップとリーシングというのは、最後はコンバインドするわけであり、所有を解禁することによって耕作放棄地の解消、また所有権不明の土地の土地バンクによる買い取り、あるいはJ-REIT方式の導入など、様々な外資導入も含め活性化効果、流動化効果が画期的に期待できると思う。

現実にそうした要望は出ている。先ほどの役所の紙だと、そうしたオーナーシップの要望はないかのようなプレゼンをされていたが、現実、私のところのホットラインにも、「リースならやらない、しかし所有ならやる」と。所有であれば当然愛着が湧くので土地が荒れることもない。リースの方が実は安易に耕作放棄につながる危険があると私は思う。かつ、膨大な負担金を肩代わりして、膨大な不良債権を作ったまで「農地集積バンク」を作ると、モラルハザードの発生、財政負担の発生、そして様々な財政資源の非効率使用につながることは火を見るより明らかだし、先程言及されたリースの利ざやでもってマージンを稼ぐというのはほとんど非現実的なことを言われたと思っている。この点についての所見をお伺いしたい。

○農林水産省（奥原経営局長） 所有権の議論があることは我々も認識している。だが、我々の今の最大の目的は構造改革を進めていくことにある。規模拡大、担い手ごとに農地を集約して使いやすい、コストの下がる、そういう農地体系を作っていく、これが最大の眼目だと思っているので、これに向けてやっていくためにどういう方式が一番望ましいかということを考えている。

13ページのところをもう一回御覧いただきたいのだが、この「農地集積バンク」から民間の受け手に対して貸付けを行うということになる。14ページの右側のような形を目指してやっていくことになるが、なかなか最初から理想的な姿には到達しないと思う。その後、新しい企業が参入したい、あるいは若い方が農業をやりたいというケースが出てくることも十分あり得ることで、13ページの受け手に対する貸付けは、多分一定の期間ごとにリシャッフルをすると

いう形でより合理的な農地利用に近づけていくというプロセスが必要だと思っている。

現在やっていることは、ある意味戦後の農地解放、農地改革でやったことの負の遺産を総決算するということなのだが、戦後の農地改革で地主から国が買い上げて、これを1ヘクタールでもって小さい農家に売り渡した。この結果、1ヘクタールの所有権を持った農家がたくさんできた。これによって構造改革が非常にやりやすくなったというのが実態だと思う。あのときに売るのはなくて貸付けということでやっていけば、多分構造改革はもっと進めやすかったということもある。理想的な農地の利用状態になったときには所有権の話も当然議論しなければいけないと思うが、今の時点で所有権をメインに据えても構造改革はそれほど進まないのではないかと考えている。

○寺田副大臣　もちろん、リース方式を否定しているわけではない。しかし、オーナーシップを封じておく意味も全くないし、リース方式がどんどん進んでいけば、J-REITを始め、あるいは土地信託、更には結局所有に行きつくが、そこはそういうことでよいのか。

○農林水産省（奥原経営局長）　所有の話も議論しなければいけない時期がいずれ来ると我々は思っているが、現時点での最大の眼目は、このリースを中心にして構造改革を進めていくことである。本当に農地がきちんと担い手のところに移る、それから面的にまとまって移る。これをどうやったら本当に全国でもって相当規模でできるか、これに全力を挙げた方がいいと思っているし、そのときに農業界と経済界が連携して取り組むということが非常に重要だと思う。リース方式については、これを導入するまではいろいろな抵抗もあったが、現時点では農村部でもリースであればいざというときは契約を解除して原状回復ができるということもあり、リースであれば企業の方に来ていただいても構わないという雰囲気になってきているので、リースの形で企業と農業界が連携して進める、これが非常に有効ではないかと考えている。

○大崎委員　26ページの農林漁業成長産業化ファンドのサブファンドのことについて1点お伺いしたいのだが、農協の信用事業、共済事業という金融事業が随分行われているわけだが、そこからの出資というかお金が出ているのはJAグループ総額100億円というここに含まれているという理解でよろしいか。

○農林水産省（針原食料産業局長）　現在のところ、そこに含まれている。100億円だから、50億円がJAグループ、50億円がA-FIVEから。

○大崎委員　せっかく農協とのつながりのある金融機能というのが現実にあるので、いろいろなところでこれをもっと活用して農業改革をやっていくということができればいいのではないかと私は個人的に思っており、仮にそれが現行の全く別の観点から行われている農協金融に対する規制との兼ね合いで何か難

しい問題などがあれば、そういうことも検討の意義があるのかなと思ったのでお伺いした。何かお気づきの点があればまた教えていただければと思う。

○農林水産省（針原食料産業局長） 6次産業化の進め方として、今まで最初は小さな農家の取組を支援してきたというきらいがあり、やはり地域の取組、より大きな取組で大きなバリューチェーンを作っていく必要がある。そのための主体としたのは、一番手なれているのがJA。だから、JAがこういう活動に参入していただくことにより、格段に世の中が進むということになると思う。他方で、JAの方がまだそういう流通のところまでは手なれているが、いろいろ製造をやって少し借金を作ったというような事例も若干あるものだから、少しずつ解きほぐす必要があるだろうということで、まずJAファンド、全国ファンドでここにリソースを集中する。この中でJAファンドは農協が行う6次産業化を支援する。これになれたところで次は地銀とのタイアップができないかどうか、あるいはJAファンドをもっと大きくできないだろうか。そういうような形で一歩一歩進めていきたいと思っている。

○農林水産省（奥原経営局長） その関連で補足をするが、私の方は農協制度を担当している。農協サイドと一般の銀行と連携することは法制度上何の問題もない。

実際に先週、この分野ではないが、JAの全共連という保険をやっているところと、東京海上火災保険との業務提携が両方の社長によって発表されている。いろいろな分野で農協サイドと経済界との連携を進めていく必要がある、こういう金融面のところでも連携は十分可能であり、例えば農林中金とみずほ銀行などの業務提携とか、そういうものも既にいろいろある。そういうことは、法的に制約はない。

○佐久間委員 先ほど寺田副大臣が御指摘されたことにも共通する点なのだが、13ページの「農地集積バンク」が機能して、非常に短期間に農地の集積が実現されれば非常にいいことだと思う。ただ、お聞きしていて心配になった、出し手から受け手に行くルートが事実上「農地集積バンク」だけになるという方向の政策では決してなくて、場合によっては所有権の移転も促進されるし、あと直接出し手と受け手の間で直接今でも行われているリースの契約で集積が進むというのも当然あるし、それも促進されると理解。

普通考えると、先ほど言った相続人が登記簿上分からないというのは農地に限らずいろいろなところであって、そういうのを探してとにかく整理するというのは民間企業でみんなやっているわけだが、例えば非常に土地が魅力的であればお金を出して、これは弁護士の方等に頼んでやれば最終的には何とかなっていて、直接受け手がそういう土地をリースなり所有権で確保していくということもエコノミーとして成り立てばやるということなので、決してこれが唯一の事

実上のルートと持っていくわけではなくて、当然出し手と受け手の間の直接の取引もある。

また、本来、その競争条件が少し歪んでいるような気もするが、それは多分普通、放っておくと市場から相手にされないような非常に不利な土地なのでこういうことで助けるとのことだと理解すればそこはいいとして、いずれにしてもこれが唯一のルートではなくて、他のルートも全部それなりに促進されていくという理解でよろしいか。

○農林水産省（奥原経営局長） それはおっしゃるとおりで、集積バンクができたからといってこのルートだけになるという話ではもちろんない。ただ、14ページのような農地の集約ということを考えると、^{あいたい}相対でやっているだけではなかなか面的にまとまった形は作りにくいと思っている。

これまで^{あいたい}相対でもって進めてきた結果としてこういうばらばらな、20ヘクタールあっても圃場の枚数が40枚、50枚に分かれているというのがほとんどになっているので、ある程度どこかがまとまって借りた形にしないと、14ページの右側のような農地利用を集約化した図にはなかなかならないのではないかと思っている。バイパスはもちろんあって構わないのだが、まとめていくためには集積バンクのルートが機能するということが非常に大事だと思っている。

○金丸委員 7ページのグラフだが、これを拝見すると、長らく国の税金を投入して農業全体の保護のようなことを政策的にも国民の理解も得てやってきたのだが、例えば左のグラフだと、農業に従事していらっしゃる農業従事者内に事業承継してくれる人がいない。だから、結果的に右側の絵になっていることだと思うのだが、これまでそれぐらいの補助をしてきたことへのリターンの無さ。農業に相当詳しい方々、身近で見ている人が事業承継をしたくない根本的な原因、理由はどんなものがあるのか、どんなふうに認識なさっておられるのかということがお伺いしたい1つ。

あと、2番目は、14ページ。あたかも左側の絵が右になると、それは生産性も増してコストも下がって新規参入者も出てくるので従来の知恵の延長線上ではなくて魅力ある場になるのだらうと思うが、先ほど来、右側の絵に移行していくときも、新規参入者に相当カンファタブルというか、受け入れましょうという感じであればいいと思うのだが、どうもそうではない。

そうすると、もともとの7ページの絵を見たときの本当の危機は、今の農業に従事をしていらっしゃる農協も含めて農業委員会の方々も含めて、危機が共有できているのかという本質的な疑問にもまた戻ってしまうのだが、そういう点はいかがか。

○農林水産省（奥原経営局長） 7ページのこのデータは非常にショッキングなデータだと思うが、これまでの政策の結果でこういうふうになっていることもある意味事実。こういうふうに若い方がなかなか入らなかった、規模も大きくなならない、耕作放棄地も増えた一番大きな原因は、農業をやっているもそれほどもうからない、だから、農業をやるよりは他の産業に就こうという傾向が非常に強かった、こういうところにあるのだと思う。

だが、やはり大分状況は変わってきており、先ほども次官の説明で申し上げたが、この10年で法人形態の農業経営体は約2倍になった。この法人形態の方々、売上が1億円を超えているところも4分の1、24パーセントあって、相当に規模を拡大しながら付加価値も高めながらいろいろな仕事をしていただいている。法人経営のところには従業員の形で若い方が就職して入り、そこで訓練してその法人の役員層になっていたり、場合によってはそこからのれん分けして別の法人になるということもあるのだが、そういう動きがどんどん出てきている。我々もそういうことはどんどん助長したいと思っており、特に融資だとか税制の面ではそういったところに重点を置いたものをここ10年、20年、我々もやってきている。ある意味その成果がかなり出てきているという側面もある。

やはり生産性を上げていくためには、新しい人たちが入ってくるということは極めて重要なことだと思う。企業の方でも21年の農地法改正以降3年間で1,071法人、既に入っていたが、もっともっと増えていただきたいと思うし、そういったところにもっと使いやすい農地がまとまった形で流れていくように、そこは十分気をつけてやっていかなければいけないと思っている。

○農林水産省（皆川事務次官） 大変厳しい御指摘をいただいたと思うのだが、実はこれは土地利用型農業の部分に非常に出ている。それ以外の農業類型、野菜であるとか果樹であるとか畜産であるとか、そういったところでは若い方々が専門的にやっておられる。または企業的にやっておられる農業というのは、他の分野では多くあるわけだが、土地利用型の農業だけは、要は連綿とこういう状況が続いてきたということは事実。

その一つとして、ビジネスモデルが古いのだと思う。例えば駅前のシャッター通り商店街と同様の状況にあるので、そのシャッター通り商店街をどうしたのか。要するに商業で言えばコンビニという業態ができたりとか、スーパーマーケットができたりとか、あとは商店街であれば商店街組合ができてそこに食堂も作ったりとビジネスモデルの転換をしている。それを今回こういった形、特に土地利用型農業の部分を土地利用型農業の集積、規模拡大ということの本格的にやるのは、本当に年来の大きな課題にチャレンジしたいということなので、是非そこは御理解いただければと思う。

○翁委員 こういった供給サイドの構造改革をしていく中で、やはり農業委員

会にもいろいろ、なり手の問題も含めて課題が多くなっていると思うので、農業委員会についても見直しをされていく必要があるのではないかと思うのだが、その点をお伺いしたい。

農協に関しても、こういうふうには例えばサブファンドに入ったり、いろいろな事業を展開していく上で農協の経営の透明性という観点で外部監査を受ける必要があるということが兼ねてから課題になっているが、こういった経営の透明性の課題などについても是非取り組んでいただければと思う。

○農林水産省（奥原経営局長） 農業委員会の問題については、これまでもいろいろな御指摘をいただいている。これについて我々は引き続き検討していかなければいけない一つのテーマだと考えている。

もう一つ、農地法の方の経営の透明性だが、これについては農協も金融事業をやっているので、金融の観点から他の業態と同じような規制は法律上かけている。したがって、それぞれディスクロージャーはきちんとやっているし、監査については、公認会計士による外部監査を直接は義務付けていないが、全国農協中央会がやる監査を必ず受けなければいけないと法律で義務付けている。しかも全中には公認会計士の方を30人入れており、この方の指導の下に監査をするということになっている。

全中がやっている監査は会計監査だけではなくて業務監査もやっている。農協の場合には会計上の処理がきちんとしているだけではなくて、本当に農家にメリットが出るようなきちんとした仕事の仕方をして欲しいということもあるので、全中が公認会計士の指導も受けながら、会計監査プラス業務監査をやっているというのが今の法制度。

○岡議長 まだいろいろあると思うが、予定の時間になった。当規制改革会議においては、これから我々なりにいろいろ勉強して、どのような分野に取り組んでいくのか、そのために必要とする体制をどうするか等々含めて、夏以降に検討していくことになると思うので、今後ともよろしくお願いしたい。

本日はありがとうございました。

（農林水産省関係者退室）

（2）雇用ワーキング・グループ報告

○岡議長 次に議題2の雇用ワーキング・グループの報告に移りたい。座長の鶴委員から説明を。

○鶴委員 雇用ワーキング・グループについては、昨日、ワーキング・グループの会合をして報告書案を取りまとめたという状況。お手元の資料2、規制改革会議雇用ワーキング・グループ報告書案をお開き頂きたい。

まず1ページ目に、これは大きく分けて総論と各論という構成になっており、総論では、人が動く、安倍政権で円滑な労働移動ということを申し上げている

わけだが、その必要性を書いた。

以前、ワーキング・グループでも座長ペーパーとして観点を幾つか書いたが、特にここでは非正規雇用の問題解決、ファミリーフレンドリー、ワーク・ライフ・バランスが達成できる。こういう働き方について少し前段に持ってきて強調する形にしている。

今回の雇用改革では、3本柱と呼んでいる、正社員改革。この中には主にジョブ型正社員、今回非常に議論させていただいた観点、また、第2ラウンドで大きく扱う労働時間の問題等々が入っている。

2番目の柱としては、民間人材ビジネスの規制改革ということで、ここに有料職業紹介、派遣の問題が入っている。我々が特に規制改革会議として扱うということではない、セーフティネット、職業教育訓練については、ワーキング・グループでもこれが非常に重要であるという強い御意見もあり、ここでは他の会議体と連携を図りながらこういう意識をきちっと持っていくという書きぶりになっている。

3ページ目には、雇用ワーキング・グループで雇用改革の7つの原則ということを書いたのだが、ここでは少しそれをまとめて横断的な理念、原則と書いた。特に3番目の多様な雇用形態を選択しながら、能力を高める。その中に均衡処遇という考え方をきちっと入れていくということの重要性を書いた。

4ページ以降が各論。各論の構成については、それぞれの分野について、最初は大きな問題意識。下線部のところは今回の短冊と呼ばれる部分。その後にはワーキング・グループでいろいろ主張させていただいたこと、こういう観点をまた今後厚生労働省で研究会、審議会等々やられるときは考えて欲しいというような構成になっている。

ジョブ型正社員については4～6ページにあるとおり、3つの大きな課題。就業規則や労働契約における労働条件の明示、ジョブ型正社員と限定正社員との間の均衡処遇、総合転換の要請。3番目として、ジョブ型正社員の人事処分の在り方について、3つ述べている。

次が有力職業紹介事業、これが6ページ目。ワーキング・グループではドイツの改革を見習うべきだとして、この下に有料職業紹介事業の参入規制の見直し、求職者からの手数料徴取規制の見直し、バーチャル制度の導入を申し上げた。厚生労働省との関係については、特に今後求職者からの職業紹介手数料の徴収できる職業を少し拡大していく。ただ、そういうことにとどまらずに全体の大きな改革についても問題意識をお互い持ち続けていこうという考え方にしている。

7ページ以降。労働者派遣制度の合理化として、ワーキング・グループでは、その下にある政令26業務とその他の自由化業務の区別を廃止すべき。

2番目として、これは派遣労働の根拠として正社員を代替しないと、常用代替防止ということが掲げられてきたが、それが実態にそぐわない派遣労働の乱用防止という観点を明確にすべき。派遣期間の問題については、業務ではなくて人をベースにする。

4番目に均衡処遇の推進ということで、ワーキング・グループの方でも主張した。基本的には今後これが現在厚生労働省研究会で結論が出ると審議会の方に議論がかかっていき、派遣期間の在り方、それも26業務についてはこういう形で少し我々とベクトルを合わせながらある程度御検討していただくという形になるのではないかと考えている。

時間の関係で非常に短い御説明になったが、以上。委員の方々、また事務局の方々には、多大な御尽力をいただいて、このような形でまとめた。この場を借りて、お礼を申し上げます。

○岡議長 ただ今の説明につきまして御質問等あれば御発言を。

○大崎委員 資料2を拝見すると、具体的な項目というところは全て協議中となっているが、これはどういう状況になるのか。20ページ、具体的な規制改革項目というところ。

○鶴委員 短冊の部分については、事務局からも御説明をいただいた方がいいかもしれないが、ほぼ案文については合意ができている状況なのだが、最終的な確認というところで若干残っている部分があるので、今回はそれぞれの項目について下線部を引いている。例えばジョブ型正社員については、4ページ。有料職業紹介については6ページ、労働者派遣制度の合理化については7ページについて、これがほぼ短冊のイメージと御理解いただければと思う。

○岡議長 事務局から補足を。

○三浦参事官 ただいまの鶴委員の御説明のとおり。若干補足申し上げますと、公式な厚生労働省との手続が終わっていないというだけのことで、実質的には今御説明があったとおり。

○佐久間委員 20ページの2番に下線部はないが、どうなるのか。

○鶴委員 ここについては、答申の方で詳しく書かせていただいた。労働時間の話。ワーキング・グループでは実は労働時間の問題については、ワーキング・グループ自体の扱いとしては最初常時取扱い案件ということで扱い、ただ、その問題について一度厚生労働省からのヒアリングもしている。基本的な立場としては、第2ラウンドの労働時間の問題は包括的に扱うということにしているので、雇用ワーキング・グループの方では記述が限定的な記述になっている。しかし、これは短冊の方にも入っていく。また、後でまた御議論いただくと理解しているが、少し今後の対応について、これは前回の規制改革会議でも少し雇用は他の分野と違い、三者構成が要求されているということで、これについ

て規制改革会議としても積極的に今後関係省庁の審議会等々にかかわっていく必要があるということを書かさせていただく。今後の話については答申の方に書くこととしているということで御理解いただきたい。

○岡議長 本件は今の内容で取り進めたい。

(3) 答申の素案について

○岡議長 次に、議題3に移りたい。前回議論いただいた答申の総論部分の修正版と、各論部分が配布されているが、事務局からの説明後、各論部分、総論部分の順に審議を行いたい。では事務局から説明を。

○中原参事官 それでは、お手元の資料3、規制改革に関する答申案の各論部分について説明する。答申の7ページから、各分野における規制改革として、それぞれ各ワーキング・グループにおいて重点的にその検討を行ってきたこと、保育については特別チームを設けて検討したことを踏まえ、それぞれの分野が7ページにエネルギー・環境分野、41ページに保育分野、47ページの健康・医療分野、61ページに雇用分野、最後に創業等分野を67ページで記載している。

それぞれ各分野基本的に大きく分け、規制改革の目的と検討の視点で、それぞれの措置に対する基本的な各分野における考え方を(1)で述べ、その後、各論として具体的な規制改革項目を(2)に記載した。

雇用については(2)で雇用改革を貫く横断的な理念、原則を入れて、(3)で具体的な規制改革項目。

エネルギーの分野について、後ほど補足するが、12ページの風力発電の電気主任技術者選任における統括事業に関する項目、13ページのエの太陽光発電の規制改革、15ページのBの慣行水利権に関する規制改革、同じ16ページのCの小水力発電の規制改革、18ページの7の審査期間の短縮目標、クのA、20ページのコのAの既存マンションにおける電力会社受電設備の資産譲渡に関する規制改革、21ページのマンション高圧部分に関する、高圧一括受電に関する規制改革。22ページのサのAの特定供給に関する規制改革。

34ページの1B廃棄物の該当性判断における取引価値の解釈の明確化については、自民党の資源エネルギー戦略調査会、地域の活性化に資する分散型エネルギー会議においても深い議論をいただいております、その議論と連携を図りながら取りまとめた。

○岡議長 ただ今の事務局の説明について御意見、御質問を。

○大崎委員 各論として掲げていただいたのが4つのワーキング・グループで検討した内容と保育という御紹介だったが、一般医薬品のインターネット販売と石炭火力の環境アセスメントは、電力システム改革はエネルギーのワーキング・グループのところに入っているのか。その2つについては特段の記載はあ

るか。

○安念委員 石炭火力は11ページ。

○大崎委員 石炭火力は11ページに入っているか。そうすると、インターネットはどこか。

○中原参事官 57ページに。ICTのところの最初に記載している。

○大崎委員 ただ、これは総論の方で審議経過でこういう最優先として議論したということをせつかく書いてくださっているの、それが埋もれない記述が要と思う。

○中原参事官 総論のところにおいて、審議経過のところ为重点的に検討したという記載をしておき、あとは中の各論における整理はそれぞれの項目の当てはまるところにはめるのがよろしいのかなと考えた次第。

○大崎委員 それは分かるのだが、審議計画を読んだ人からすると後ろになくなってしまったというか、保育が見出しが立っているだけにそういうふうになるのではないかというのを懸念したので、注でも付けて、どこへ入っているかが分かるようにしていただいた方がいいと思う。

○中原参事官 了解した。記載の仕方について工夫したいと思う。

○岡議長 大崎委員の御意見は目次のところかどこかにということか。

○安念委員 3ページに入れたということではないか。

○大崎委員 3ページと4ページに書いてあるのだが、その結果がどうなったのかというのがどこを見ればいいのか分からない。

○岡議長 事務局の方で体裁も考えて工夫して欲しい。

○森下委員 Pと書いてあるところが要するにまだまとまっていないということだが、これは大体いつごろまでに修文ができ上がってくるのか。全部見切れていなくて、大体の時間のスケジュールが分かれば、一番重要なところが最後に出てくるのだらうと思うので、スケジュール感を教えていただきたい。

○中原参事官 一部結論をどこまで得られるかというところがあるが、それ以外のものについては可能な限り、今週末を目途に決着を見たいと思っている。

○森下委員 多分政務折衝に上がって行って、今週なのか。それとも政務折衝は来週の頭にもつれ込むものもあるという理解でいいのか。

○中原参事官 来週頭まで可能性としては残されている。

○羽深次長 具体的に申し上げますと、健康・医療ワーキング・グループのところPになっているのが、まず54～55ページの機能性表示だが、最終的な文章調整をしていて、多分今日中ぐらいには何とかできるのではないと思う。

57ページの医療のICT化、インターネット販売はかなりまだ厚生労働省の方で、この会議としての見解はお示しいただいたのだが、最終的な結論はまだかなり政治的なレベルにまで上がって行ってどうなのかなと。ただ、厚生労働省は今

月中には結論を得たいと言っている。

○安念委員 今月中は明日まで。

○羽深次長 週末も含めてかもしれないが、まだ分からない。

その2つについて、創業等ワーキング・グループでは74ページでPになっているが、これはほぼ今日か来週初めには、細かい調整だけなので大丈夫だと考えている。

74ページの一番上のタイトルのところのPは、なかなか経済産業省と強制的にはできないのだというので金融庁と調整して、でも大体まとまりつつあるので、そんなに時間はかからない、そんな大きな論点が残っているわけではない。77ページのビッグデータも決着したのでPではない。

○舘次長 Pのついているところ、雇用のワーキング・グループについては今鶴座長から御説明があった、64ページ、65ページに各論の4項目があり、これを前の3つはまだPだが、ほぼ調整がつきそうところ。エネルギー・環境ワーキング・グループは細かな文言で若干まだ残っているところがあるが、ほぼ大丈夫だろう。

○林委員 短冊は報告書と答申のどちらにつくのか。

○中原参事官 基本的に報告書はこういう形になっており、短冊は規制改革実施計画の閣議決定を目指したもののの中に作るイメージ。健康・医療ワーキング・グループだと、例えば50ページ、具体的な規制改革項目として、①A、再生医療の推進とあるが、どの項目も「したがって」以下の項目を見れば短冊の項目と同じような文章になっている。

ただ、国民が閣議決定の規制改革実施計画を読んだときに、専門的な文言だけで分かりにくいようなこともあるので、その背景説明が上に書いてあるのが答申であるというように全体が整理されている。

○林委員 それでは、目次を、現在の1ページだけの大きな目次も必要だと思うのだが、これ以外に細目次の入っている目次ページも付けていただき、アルファベットのabcレベルの項目も拾った目次があると一覧性があるかと思う。

○中原参事官 そのようにさせていただく。

○佐久間委員 雇用の報告書の63ページの(2)の3つの視点のところでは第2が国際比較から見ると。これは国際比較を国際先端テストと他のところでは変えていたと思うので、これは単純な国際比較ではないので、国際先端テストから見るとということではないか。

63ページの(2)の2行目、これが国際先端テストというふうに。

○三浦参事官 この部分は鶴座長の方から考え方の基本原則として書いていただいた部分として取り入れて報告書にまとめさせていただいた点で、これは国際先端テストという個別の手法というよりは、そもそも論としての原則とし

での考え方ということで国際比較と鶴委員から書いていただいたとしてこの記載の仕方をした。

○鶴委員 追加をすると、雇用のワーキング・グループの報告書の3ページに、改革に当たっては国際先端テストなどを通じて厳密な国際比較を行い、世界最先端の規制環境を目指し、国際比較から見て合理的な改革を行うべきであるということで、雇用ワーキング・グループの方ではその辺誤解のないように、国際先端テストという観点を強調した形で書かせていただき、なるべく答申は短くするという御趣旨と私も理解しているので、一応そういう書き方になっていると理解。

○大崎委員 先ほど「したがって」の意味を教えていただいたので、そうしたら気になったのだが、全部の項目にちゃんと「したがって」が入っていて、雇用の①②④だけ入っているのだが、これは別に余り気にしなくていいのか。

○三浦参事官 会議としての考え方をきっちり報告書には書き込みたいということがあって、そういった意味でつなぎの文言、ニュアンスを変えているという点がある。

○長谷川委員 61ページの雇用の真ん中のところに、ダイバーシティ経営という言葉が出てくるのだが、こういう言葉は経済界の皆さんはよく使われる言葉なのか。ダイバーシティは名詞だと思うのだが、名詞が経営に引っかかるという言い方は普通の言い方だろうか。多様性のある多様な経営とかそんなことだったら分かるのだが、ここだけ読むと、新聞記者の感覚からするとすっと頭に入らない。

○三浦参事官 本日御欠席の佐々木委員から、一度総論部分についての整理を具体的に御自身がペンをとられたものをいかしてこういう形でまとめさせていただいた。御関心事項を反映したもので、特段この点に関しても齟齬、議論があるようなら対応させていただきたい。

○長谷川委員 それで結構。

○金丸委員 経済産業省でダイバーシティ企業等といって表彰していないか。私は余り自分では使ったこともないのだが、経済産業省は多分それで賞か何か出していた気がする。

○中原参事官 一応その界限では相応の言葉だとは理解している。

○金丸委員 検討してもらえばいいではないか。

○長谷川委員 できれば普通の言葉の方がいいと思う。

○岡議長 ここは今の長谷川委員の意見を受け入れて修正する。

(3) 答申の素案について

○岡議長 次に答申の総論部分に移る。前回議論を踏まえた修正版に、さらに

皆さんからいただいた御意見を反映した再修正版を作ったので、事務局から説明を。

○中原参事官 基本的に表現ぶり、あるいは字句の修正が多いが、大きいところで資料の6ページ、最後の「次のステップに向けて」というところ。今後取り組むべき課題として7ページに書いてあった農業や保険外併用療養制度など未着手の問題が多く残されている、また、今回の審議の過程で法律自体に規制がないにもかかわらず明確な委任がないまま省令等において規制が行われている実態なども明らかになったといった箇所について、これを1ポツの次期の会議の活動方針の策定というところに持ってきて、今期検討対象として取り上げたもののうちというパラグラフから始まるところに移した。

フォローアップと改革PDAサイクルの確立という2つにこのテーマを分け、そして3として今後取り組むべき課題として前回多くの委員の皆様から御指摘もあったような点につき、各省において自らが主体的に見直すことが本来の在り方であるところ、そうした組織も設けられているが、自主的見直しは十分機能せず、第三者機関と相対立する構造の中で見直しが行われてきた。

したがって、不断にこうしたことを進めるためには、所管府省が自発的、主体的に規制改革に取り組む仕組みを作る必要がある。社会保障の規制見直しのPDCAサイクルが機能するための仕組みについて会議として検討を行うこととするということで、今期取り組むべき課題と、課題として3ポツとして大きなことを取り上げてまとめるという形にした。

規制改革に関する副題として、皆様から頂戴した意見を元に、総論の1の1のはじめにのところに書いてあるように、今回は成長戦略を緊急に実現するという観点からこうした規制改革、成長戦略を構成する重要な基盤として経済再生に即応性を持つ緊急度の高い規制改革から優先的に検討を行ってきたという今期にふさわしい副題として「成長戦略の早期実現」とする案を事務局として提示した。

その他、委員の皆様からは、「経済再生への突破口」、「世界一民間が活動しやすい国へ」、「アベノカイカク第1章」、「日本再生と国民生活向上のための規制改革を目指して」、「日本再生への規制改革」という案も頂いている。

○岡議長 では、総論の修正版についての御意見を。

○大崎委員 6ページの先ほど御説明いただいた今後取り組むべき課題に関する表現のところ、自主的見直しは十分機能せず、それは皆さんおっしゃったとおりだと思うが、規制改革会議が第三者機関と対立する構造の中で見直しが行われてきたと断定的に書いてしまっているのだが、そういう気があったことは私も否定しないが、基本的に対立し合いながらやるものではないという認識を皆さんもいろいろな場でおっしゃっておられたし、我々は出すべきだと思う。

こちらから対立しているのだと言い切るのはあれなので、例えば「あたかも規制改革会議が第三者機関と対立するような構図」とか、そんなような婉曲な書き方をした方がいいのではないか。

○長谷川委員 私も私が自分の記事で書けと言われたら対立と書くかもしれないが、何も報告書が対立と認める必要もないと思う。だから、「対立」はやめて例えば「緊張する」とか程度にしたらどうか。そうしたら、私は自分の原稿で「対立」と書く。

○翁委員 3点あるのだが、今のところについて、下から3行目、第三者機関等と連携しつつと言い切るよりも、私は「連携・議論しつつ」としていただきたい。やはり連携だけでは進まない部分もあるので、そこはきちんと議論するのだという姿勢を書いていたいただきたいというのが私の個人的な希望。

もう少し上の方に、今期検討対象として取り上げたもののうち、農業、保険外療養制度などの未着手の事項も残されていると書いてあるが、本当に短期間で、検討できたものの方が少ない、これを特記するとしても、未着手の事項が数多く残されている、といった、表現のほうがよいというのが2つ目。

3つ目だが、これは最初の方に他の会議との連携ということで産業競争力会議と経済財政諮問会議、総合科学技術会議などとも情報共有を図ってきたと書いてあるのだが、最近になって国際戦略特区が動き始めたので、ここは正に規制改革を特区レベルで進めていこうとしているので、ここについても今後の課題になるのかもしれないのだが、連携していくという理解でいるが、記載するかどうかは別として、そこについての御意見というか御見解を教えてください。

○岡議長 翁委員の3点目はそのつもりでいる。昨日の産業競争力会議の席上、メンバーの一人である秋山さんから是非連携させてくださいとのお話があったし、既に事務局同士で連携している由であるので、今後、その会議体とも連携したい。前半の2つについては御意見として受け止める。

○寺田副大臣 御調整御礼申し上げます。各省が自主的な見直しに取り組む、これは大いに結構であるが、やはりそれでもうまくいかない、あるいは対立をするということは当然あり、そのときは当会議が第三者機関というと単なるアウトサイダーになってしまうのだが、要は我々は第三者機関でもあり、内閣府直属の各省より一段上に立つ総合調整機能を有する実効力のある機関であり、つまり、当会議の役割がこの文書のままだと各省が自主的にやるが3ポツで、2ポツはただ単に報告を受け確認するというだけになって、かえってシュリンクしてしまうので、もしうまくいかないとき、あるいは万一对立の構図になったときは当会議が総合調整機能を発揮して裁定を行う、その権限を有しているわけであるから、これは委員の御意見に従うわけであるが、それもあつた

方がよりパワフルな場として今後とも機能すると思うが、いかがか。

○岡議長 今の副大臣の意見に対し、皆さんから賛成という声が聞こえたので、これも取り入れる方向で検討して欲しい。

○森下委員 翁委員の話とつながるのだが、少なくとも保険外併用療養制度は議論したので、していないというのはおかしいと思う。これは最初的时候にやって、再生医療新法のところか薬事法かどちらかのところに確か入っていたと思う。そういう意味でここはしていないというのではなく、外してもらった方が妥当ではないか。農業に関して、先ほどの機能性表示のところなどは少しだけ触れたので、ここでは別に取り上げなくてもいいのかなという気もするが、いかがか。

○岡議長 この部分については、今までの会議で「触れるべきだ」との意見があったと私は記憶している。今日がこの議論のほぼ最終だから、今までの経緯も含めてどういうふうにするのがよいのか、是非御意見をいただきたい。

○佐久間委員 今のところで言うと、この2つは大きいことなので、未着手というのが間違っていれば、要するに課題として残っているということで、これらもあり、多く課題が残されているということの趣旨で書かれてはいかがか。

○鶴委員 私も全く同じ意見で、今後これをある程度取り上げていくということが書きにくいということであれば、そこは少し文章の工夫が必要なのかもしれないが、少なくともこの2つが残るような形で、今後これが課題としてあり得るのだということがはっきり分かる形で残さないで全く意味がないと思う。今、佐久間委員がおっしゃったように未着手とやると全くやっていないと、そういう形の否定はおかしい。これは実は雇用の中の問題もある。全く触れていないかというところではない。ただ、今後の課題としてちゃんと考えているよという意味表示を文章の中にしっかり示していくということが是非必要だと思う。

○林委員 そうすると、「農業、保険外併用療養制度など、さらに議論を深めるべき事項も数多く残されている」というようなイメージなのか。

○大崎委員 その点について、農業となってしまうのが、やはり農業の競争力強化の方がいいのではないかと。もともとそういうことで挙がっていたと理解している。

○林委員 競争力強化もそうだと思うが、今日、説明があったお話のように、本当に生き残りをかけた制度改革という、競争力だけでもないのかなという気もしている。

○岡議長 この部分についてはほぼ議論は出尽くした。皆さんの意見を全部取り入れた形で何とかまとめられそうな感じがするので、事務局の方で文章表現等工夫して欲しい。

○金丸委員 それほどこだわるわけではないが、先ほど他の会議体との連携の話が出たので、IT総合戦略本部の文章では「規制改革会議と連携して」と入れていただいております、山本大臣もよくそういう言葉を使われているので、是非ビッグデータとパーソナルデータの扱いが残っているから、入れていただけるとよろしいのではないかと思います。

○岡議長 連携している他の組織や機関があれば載せましょう。ただ、先ほど翁委員御指摘のものは今後やることは間違いませんが、これからのことなので。

○翁委員 今後も各会議と連携しつつということを書いても本当はいいのかなとは思いますが、いかがか。今後も非常に重要ではあるとは思いますが、特にIT戦略本部など。

○岡議長 では、Ⅲ－１の「次期の活動方針の策定」の最後のパラグラフに、他のそういう機関、組織と今後とも連携を行う」ことを足していただいたら、翁委員の意見は反映されるのではないかと。

○森下委員 健康・医療戦略室も入れてもらおうと嬉しい。ここも医療政策の実行部隊という位置付けなので。現在、私は両方兼ねているので。こちらの議論も向こうで話題になっていて、それは伝えているので。

○岡議長 先ほどのITと同じ位置付け。

○森下委員 余り増えるのもいかがなものかと言っていなかったのだが、ITが入るのならば入れてもらおうかなと思って。

○鶴委員 今、翁委員がおっしゃられた今後の課題のことと連携ということとを2つ結び付けるとするのは非常に重要で、いろいろな課題が今後出てくると思う。その課題ごとにどのような他の会議体と連携していくのかということについて、一つ一つある程度最初の段階から少しやり方を考えていく。これまでももちろんきちっとした連携ができてきているという認識ではいるのだが、テーマごとにどういうやり方が一番全体としていい成長戦略になるのか、また第2ラウンドということもそういうことだと思っただけだが、それを少し考えていく必要があると思う。今日は農業について、私は後から参加したので議論の概要を聞いていないのだが、農業についてもいろいろな会議体でこれからさらに深められるということなので、この規制改革会議がある意味でどういう位置付けなのか、他のものとの提言を差別化していくのか、それとどういうやり方をやっていくのかということについて、それぞれの課題も全部そうだと思うが、少し最初からそういうことをきちっと考えていくやり方をある程度意識してもいいのかなと思っている。

○岡議長 鶴委員のおっしゃるとおり、我々は規制改革側にいるが、他の会議体が議論を展開するとほとんど規制のテーマに関係してくる。だから、今期もそのつもりで関係するところとは連携しながらやってきたが、次期についても、

関係機関と連携していくということで、今、特定のものをここに書くわけにはいかないだろうが、必ずそういう姿勢でやるということを書いておくことで鶴委員の御意見も反映できると思う。

○林委員 今ごろ恐縮なのだが、6ページ目の3の「今後取り組むべき課題」のところで「第三者機関」という言葉が2回出てくるが、やはり抵抗がある。諸官庁を自己と言った場合には第三者になるのだろうが、性質として第三者なのかという疑問もあるので、これはなくてもよろしいのではないか。「規制改革会議とあたかも対立するような構図の中で」とか、その後のも「規制改革会議などと連携、議論しつつ」とかしていただいてもよろしいのではないか。

○岡議長 了解。先ほどの副大臣の御意見との接点が出てくるので、そこを考え作り直したい。

あともう一つ、答申の副題を付けるべきではないかという御意見があった。皆さんからの御提案を踏まえて事務局から今日提案があったが、これについては、まず、付けることでよいか。付けるのだったら何か考えなければいけないし、要らないのではないかというと考えなくてよくなる。

○林委員 私は名案が浮かばなかったのが御提案できなかったのだが、結論から言うと付けなくてもよいと思う。ただし、我々は、「今期」とか「次期」という前提で議論をしているので、今回の答申が「第1回目」、「第1次」ものと分かるような記号がついていれば、言葉で副題が付いていなくてもよろしいのかなと思っている。

○森下委員 難しいが、やはり副題を付けた方がいいと思う。付けるチャンスは1回しかないのだから、そういう意味ではここで付け損ねると2回目、3回目も付けるのが変になっていくので、是非事務局かあるいは皆さんの御意見を聞いて、いいものを付けてもらった方が分かりやすいと思う。

○鶴委員 確認だが、今回副題を付けると、例えば来年の答申は別の副題を付けるということか。その場合、同じ副題で①②③と、昔、経済財政白書が忘れたが、そういうものがあったので、本当に副題を付けると毎年違ったものをそれもかなり国民にアピールするものが付けられるという前提でやらないと難しくなってくるということも、今、何を付けたらいいのかという議論だけではなくて少し考える必要がある。

○岡議長 多分いろいろな意見が出るだろうと想像していた。今期と来期の区別がつく方法として、例えば2012とか2013を入れれば明らかに違うが、それでいいのではないかという考え方と、やはり、いつのものか分かるということに加えて、何かアピールしたいという思いがあれば、副題があった方がいいだろう。ただ、1回付けると結構悩ましいことが毎年あるということは覚悟しておかなければいけないが、どうか。

○大崎委員 私は別の案を個人的には出したのだが、もし「成長戦略の早期実現」というタームを入れるのであれば、「に向けて」とか何か付けた方がいいなという感じがした。

○岡議長 今の大崎委員は副題を付けてもいいだろうという御意見。

○大崎委員 私は自分も案を出したので付ける派。

○安念委員 これは議長にお任せしたいと思う。来年以降は副題を付けるとなったら変えなければいけないのだが、そのときの副題係というのも議長に指名していただければいいと思う。それはみんなの知恵をといてもなかなか決まるものではないから、今回は例えば長谷川委員にやってくれと御指名をいただいたらいいのではないか。

○鶴委員 この「成長戦略」というのは正にこの枠組みの中で規制改革がやられているのだが、懸念したのは、成長戦略という言葉を使うと来年外すことがなかなか難しくなると思う。そうすると、毎年成長戦略という言葉に非常に縛られるようなことになりはしないかと。付けるのだったら、毎年非常に自由な発想で付けられるということがいいのではないかとということで、成長戦略という言葉は正にこれが一番の根本なだけに、これを書いてしまうとなかなかいろいろな工夫ができなくなるなというのは私の懸念。

○長谷川委員 これは新聞の見出しみたいなものだが、見出しがない記事はないので必ず出る。だから、私はそういうことを全然心配しないが、「成長戦略の早期実現」というのは4文字が2回あって固い。

何々に向けてはそのとおりで、私も何々に向けてがいいなと。そうすると、例えば「経済の本格的再生に向けて」とか、それを除いてもいいが、「経済の再生に向けて」でもいい。それはどこでとったかという、はじめにの最初の文章から今考えたのだが、総論のはじめにとか基本的考え方のところをざっと見て考えれば出てくると思う。来年以降のことは心配しなくても出てくる。

○安念委員 来年からは、一任でいい。

○岡議長 それでは、安念委員の御意見を踏まえ、今年には議長に一任いただき、来年度以降は副題係を指名させていただくということで進めたい。

次回6月5日の会議で答申を取りまとめて総理に手交する予定であるので、よろしくお願ひしたい。

また、答申内容に関連する事項は決定まで非公開ゆえ、本日も配布資料は一旦回収させていただくことを御理解いただきたい。

これで会議を終了する。